

各都道府県
指定保育士養成施設主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A 等の情報提供について

指定保育士養成施設の適正な運営については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定保育士養成施設における実習等の取扱いについては、別添（令和 2 年 3 月 2 日付け厚生労働省保育課事務連絡）などでお示ししてきたところですが、文部科学省より、下記の通り、令和 2 年 3 月 24 日付けで、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知し、4 月 1 日付けでこれらに関する Q & A が示されてきたところです。

今般、新たに下記のとおり Q & A が更新されておりますので、内容について御了知の上、管内の養成施設に対し、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

○令和 2 年度における大学等の授業の開始等について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

○令和 2 年度における専門学校等の授業の開始等について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

○学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A の送付について（4 月 21 日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf

○専門学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A の送付について（4 月 21 日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

厚生労働省 子ども家庭局 保育課 保育士対策係 TEL :03-5253-1111（内線：4958、4858） FAX :03-3595-2674
--

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

各都道府県
指定保育士養成施設主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について

指定保育士養成施設の適正な運営については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学中の学生の修学等に不利益が生じることがないように、養成施設の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、内容について御了知の上、管内の養成施設に対し、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

記

1. 養成施設の運営に係る取扱い

- (1) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生と影響を受けていない学生の間、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

2. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生は、他の学生より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、養成施設にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

厚生労働省 子ども家庭局

保育課 保育士対策係

TEL :03-5253-1111 (内線 : 4958、4858)

FAX :03-3595-2674

問 コロナウイルス感染拡大に伴い、本来予定していた実習が出来なくなりました。この場合、どのように対応すればよいか。

(答)

- 本年3月2日にお示しした事務連絡において、「実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。

問 コロナウイルス感染拡大に伴い、1クラス当たりの必要な学生数が満たせない。このような場合はどうすればよいか。

(答)

- 本年3月2日にお示しした事務連絡において、「望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。

なお、対面による授業を実施する場合は、感染拡大防止に最大限配慮すること。

ex) eラーニングによる授業の実施、合同授業での開催、補講の実施、レポート課題の実施 等

問 卒業までの実習が担保できない場合、どのようにすればよいか。また、仮に演習に代えることとした場合、必要な時間数や内容はどのようになるのか。

(答)

- 実習を実施できない場合は、学内での演習等に代えることで、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない。
- 今回の対応については、あくまでコロナウイルス感染拡大に伴う実習の確保が困難となった場合の措置であり、実習に必要な時間の短縮や内容の省略化を認めたものではない。よって、この場合における時間数や内容については、実習シラバスと同内容となるようにすること。